

琵琶湖岸の変遷に関する一事例

—明治初期幸津川村地籍図をめぐって—

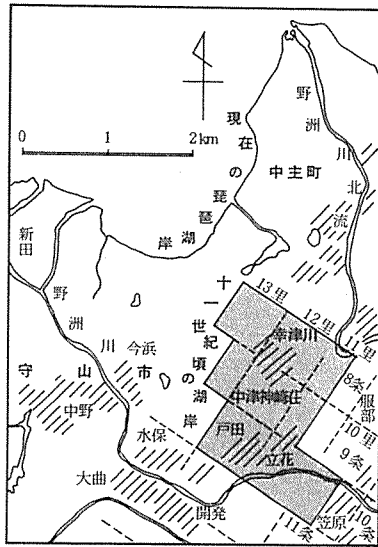
金田 章 裕

一、はじめに

琵琶湖の湖岸の汀線は、かなり複雑な動きをしている。ある部分では陸地が拡大し、ある部分では沈水するなど、歴史時代に入ってから、相当量の変動を示す部分がある。かつて、その様々な様相について整理をしたことがあるが、その際の事例の一つに、野洲川三角州の中主町幸津川付近の例をあげた。¹⁾最近、滋賀県立図書館にその場所の明治六年の地籍図が所蔵されていることを知ったが、同館の御好意により、その撮影・利用が可能になったので、改めて若干の検討を加えたい。なお、この一帯は野洲川新河道の新設のために、旧態を現地で確認することがほぼ不可能となっている。

二、一世紀初頭の湖岸の様相

永源寺領中津神崎荘は、長保三年(一〇〇一)の近江国符案によれば、野洲郡八条一一・一二・一三里、九条一一・一二・一三里、一〇条一〇・一一・一二里において、第1図のような範囲に分布していた。九条十三里



第1図 中津神崎荘の位置と当時の湖岸 (金田. 注1)

一〜三坪が坪付に見当らず、その一方で同条一二里に卅七・卅八坪という通常は存在しない坪が記されており、また寺領が必ずしも各坪のすべてに及んでいない。しかし、同図のように九カ里にわたり、二五一カ坪

に及ぶ範囲をほぼ一円的に荘園に組み込んでいた。八条一四里には「巴葦原河」、九条一三里の西半部および一〇条一三里には「葦原」などと記されており、湖岸の葦が生い茂っている部分まで寺領が達していたことが知られる。

この国符案に記された四至は西の部分が欠損していて不明であるが、寛治七年（一〇九三）の太政官符案にも同一の四至が記されており、次の如くである。

四至
限東十條十里中畔 限南十條南畔
限西濱崎 限北八條北畔

すなわち、第1図のような北・南・東の三方を条里プランで明示し、西側が湖岸であることを記しているのである。この大政官符案ではさらに、中津神崎荘の本免田が一八町であり、他に少なくとも荒田三四町が存在したことが知られる。本免田は、第1図に示した四至内の約四七パーセント、右の荒田は約一四パーセントを占めていたことになる。これが一一世紀段階の耕地のすべてではないであろうが、地籍図のように一面の耕地であったと考えられるような状況ではない。しかも、この本免田にしても、毎年耕作・作付が可能であったわけではなかったと考えられる。一般に当時の耕地はかなり不安定な

利用を余儀なくされていたのである。^{d(4)}このように、今日の水田景観とは若干異って、未開地・荒田あるいは不作田などをかなり介在していたであろうが、一応湖岸付近まで開拓が行なわれていたことになる。その湖岸線は第1図のように現在のそれに比べるとかなり内陸部であった。

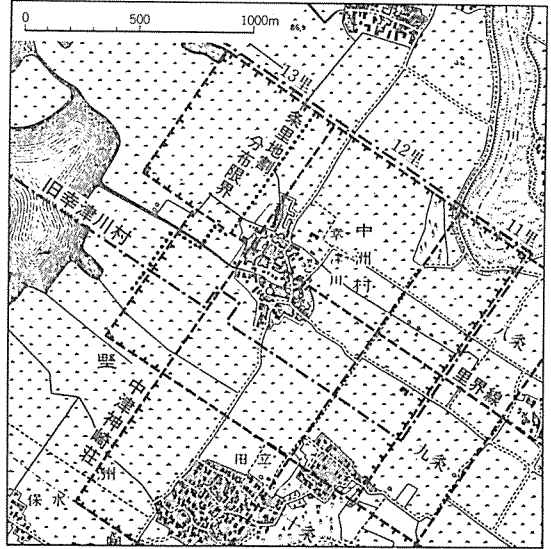
三、明治六年の地籍図の検討

前述の地籍図は、明治六年四月の「地券取調絵図 近江国野洲郡第八区幸津川村」と題されたものであり、戸長・副戸長・百姓総代など六名が押印している正本である。縮尺は一間一分すなわち六〇〇分の一であり、紙に手書きで描かれている。田・畑・水・道・屋敷・林・葎・藪を色別した、大変美しい地図であり、小字地名が記入され、各地筆には地番と面積が記されている。

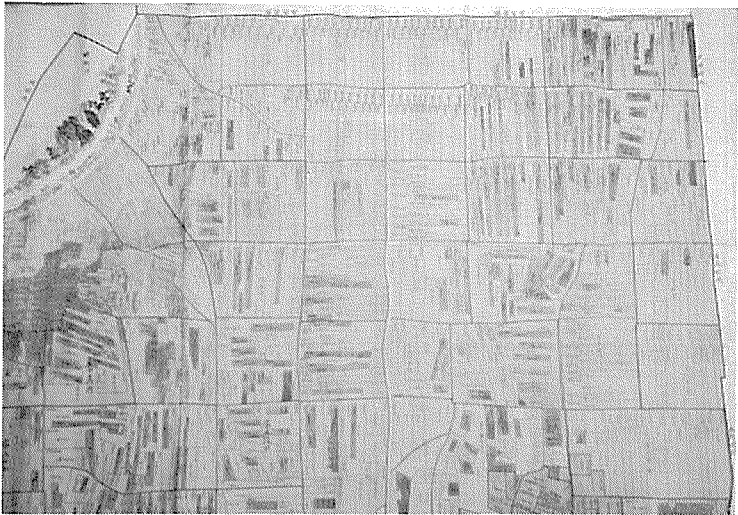
旧幸津川村の範囲は、中津神崎荘の北半部を踏襲しており、第2図に示すように北側が八条の北の里界線、東側が八・九条一一里の中央を走る坪界線となっている。南側は九条の中央を走る坪界線であり、かつての荘園の南北幅をちょうど二分する線である。一一世紀初頭の段階から、荘園の四至のうちの三方が条里プランで示され

ており、その境界線が大きな意味を有しつつ、村境へと踏襲されてきたものと解してよいであろう。西側は湖岸に達するから、これまた同様である。

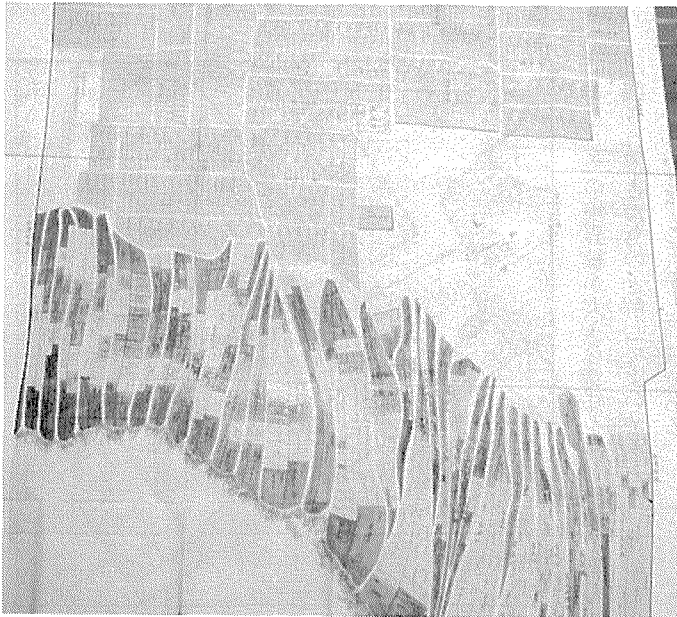
さて、地籍図東半部には、第3図のような条里地割が分布する。このような条里地割の坪界線を抽出すると、第2図に記入したように、八条相当部分では幸津川の集落の一町分西側まで、九条相当部分では約三町分程西側



第2図 旧幸津川村の条里地割と中津神崎荘



第3図 明治6年幸津川村地籍図東側部分



第4図 明治6年幸津川村地籍図西側部分

までがその分布地となっていることが知られる。集落北部には二三町という小字地名があり、八条一三里の二坪と三坪に相当する位置にあたる。西部には二ノ坪・八ノ坪・九ノ坪・一四・一五・下一五などの小字地名があり、

やはり九条一三里の坪並と矛盾しない。ところが八条一四里に相当する湖岸に近い部分(第4図の内湖周辺)に北九ノ坪・下九ノ坪という小字地名があるが、その範囲は変則的であり、地割形態もまた次に述べるように条里的なものではない。

条里地割部分の湖岸よりには、第4図の写真にみられるような一町方格を成さない地割形態の部分がある。このような形態の耕地は条里プランに規制されたものより新しいと思われる。この部分は第4図右側(南側)では内湖に接し、左側(北側)ではそれよりさらに湖に向ってのびている。内湖と琵琶湖の間には、多数の水路で細分されて笹の葉のような形となった陸地が帯状に連って存在している様子が知られる。湖岸の低い砂堆に由来する部分であり、写真で黒っぽく見える部分が畑あるいは葭、白っぽく見える部分が田である。地籍図に葭とされているものの実体は、先の中津神崎荘の坪付に「みえる葦」と同一である。

この明治六年の段階の湖岸の位置は、第1図のような現在の湖岸に比べると随分内側であるが、第2図の基図である明治中期の二万分の一地形図とはほぼ同様である。ところが、この地籍図の様相と一一世紀の坪付が示す

様相とは、かなり複雑な対応関係がある。第2図に示したように、一一世紀初頭の坪付にみえる部分と湖岸の葦原との境界線が、前述のような条里地割の分布とも、二万分の一地形図の湖岸線とも、いずれとも違った傾向を示しているのである。坪付の境界線は同図に示したように里ごとに直線状を呈し、雁行状になっている。このような線は耕地と湖岸の葦原との境界としてはいかに不自然である。従って、恐らくはかなり機械的に記された坪付の結果であり、実際にはそれぞれの里の中間点を結んだほぼ南北方向に近い境界を有していたと考えるのが無理の少ないところであろう。しかも、このように非現実的な坪付となっている部分では、十分に実状が把握されていないのであるから現実の耕地の分布もまた断片的であったり、多くが荒れていたりしたものであった可能性が高い。これに対して条里地割の分布は南側の方が湖に向かって張り出しているし、内湖を除けば湖岸の砂堆もまた類似的の曲線を描いている。

条里地割の分布と坪付との対比からすれば、九条一三三の部分では両者がほぼ一致し、八条一三三の部分では、条里地割の方がはるか内陸でとどまっていることになる。従って、八条一三三に相当する部分では、①かつて広が

っていた湖岸の耕地が、沈水して荒廃し、後世に改めて耕地化されたか、②かつてこの部分では耕地化し得ない部分を広く坪付で記録していたか、のいずれかの原因があったことが想定される。①の場合には、荒廃にまで至らないとしても、地割形態の全面的改変を必要とした場合なども含めることにしたい。②の可能性が成立するためには、九条一三三の部分比較的実状をよく反映していたとみられるので、八条一三三の部分だけが不正確であった理由が存在しなければならぬであろう。とすれば、①の可能性の方が高いことになるが、そのような状況を想定することは、地形的にはそれ程困難ではない。第1図に示されているように、中津神崎荘の北西側を野洲川の北流が、南東側を南流が流下しているのであるが、一一世紀以降、北流に比べて南流の方の堆積力が大きかったと考えれば、同荘の北側の方すなわち八条一三三付近の沈水傾向が著しかったと考えるよいことになるからである。

内陸側の条里地割の分布地においては、このような湖岸部分に比べれば、地割形態と土地利用は相対的に継続的であったとみなしてよいであろう。しかし、変化がなかった訳ではない。平安期頃の土地利用は、前述のよう

に一般にかなり不安定であり、またしばしば非耕地を介在していた。ところが、地籍図の段階では、第3図に黒っぽく見える畑が点在するほかは一面の水田であり、極めて集約的な農業が展開していたとみなしてよい。そのような変化の一つの典型を、ここでは点在する畑に見ることができ。

第3図の畑の形態と分布状態に注目したい。左端に一かたまりとなっている部分（写真では識別できないが藪が含まれている）を除けば細長い形状の畑が水田一筆一筆に対応して分布しているのであり、前述の一かたまりの部分の周辺と、図の右側の分布地との二群になっていることも知られる。このような畑は一般に島畑と呼ばれていることが多いものであるが、現在の湖東平野では全く消滅してしまった土地利用パターンである。このような島畑は、中世以後の土地利用集約化のプロセスにおいて、④微高で水がかりのよくない水田の地下げをして一方に畑を造成し、田畑の両方を有効に利用した、⑤水田を被覆した洪水堆積物をそれぞれの地筆の中で一カ所に集めて畑を造成した、⑥自然堤防部を水田化する過程で、掘り下げた水田と残された畑に二分された、といった結果出現したものと考えられる。¹⁵⁾ 第3図の場合には、③も

しくは⑥のいずれか、ないし両方のプロセスで造成されたものとみられる。左半の一群は野洲川北流の攻撃斜面側にあたり、低い自然堤防部に相当する。右半の一群もまた、その南側が幸津川の集落立地点となっている一連の低い自然堤防部に相当する。三角州上の低い自然堤防部であるから、そのままでも水田化は可能な部分であったであろうが、やはりわずかながら高いので水がかりが悪く、不安定な土地利用を余儀なくされたであろうところである。自然堤防部は、洪水の際に堆積を受け易いところでもあるが、そのような部分の土地利用を安定化し、集約化する過程、もしくは洪水災害から復旧する過程において造成された島畑とみることができ。

四、おわりに——汀線と土地利用の変遷——

一一世紀の史料と明治初期の地籍図の検討を通して、次のような汀線と土地利用の変遷プロセスを推定することができ。

野洲川の北流と南流の中間に位置する中主町幸津川付近では、一一世紀にはむしろ北側の陸地が湖側に張り出していたとみられる。恐らくはその後、南流の堆積力が強まって南側の部分の陸化が進み、逆に北側では沈水傾

向が進んで一一世紀の耕地も一度は沈水した可能性が高い。

このような状況の下に、旧幸津川地域の南側の湖岸では条里地割の分布と一一世紀の耕地分布がほぼ対応するが、北側では条里地割の分布は一一世紀の耕地群より内陸側の部分にしか遺存していない。

もとより、これらの条里地割も一一世紀の状況そのままではなく、埋積・復旧あるいは埋積・改変の過程を経たものと考えるべきである。

一一世紀の耕地群には荒田が多く含まれ、また不安定な土地利用を余儀なくされていた部分が多かったと考えられるが、旧幸津川地域では、その原因は湖岸付近の水損と、内陸側の低い自然堤防部における干損とであったと推定される。前者の改良の為には、第4図のような多くの水路の掘削が有効であったようであり、後者の場合には島畑を造成して、田と畑の双方の集約的利用を行った。

(注)

- (1) 金田章裕「湖畔の荘園(1) 湖岸の変遷と耕地」、藤岡謙二郎編『びわ湖周遊』、ナカニシヤ出版、一九八

〇年、所収

- (2) 『平安遺文』四一九号文書
(3) 『平安遺文』一三一九号文書
(4) 金田章裕「条里と村落の歴史地理学研究」、大明堂、一九八五年、二四一〜二八一頁
(5) 金田、前掲(4) 三〇七〜三三八頁